

第6章 障害福祉サービス等の提供

第1節 障害福祉計画における成果目標

1 施設入所者の地域生活への移行

(1) 平成28年度末の施設入所者のうち、地域生活への移行者数

| | |
|-----------|--|
| 国の基本指針 | <ul style="list-style-type: none"> 平成32年度末時点における地域生活に移行する者の目標値を設定する。 当該目標値の設定に当たっては、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 |
| 目標値設定の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> 地域生活に移行した施設入所者は、平成24年度から平成28年度までの5年間において3人であることを考慮し、平成28年度末時点の施設入所者72人から3人が地域生活に移行する者の数として設定する。 |

| 区分 | 数値 | | 設定の考え方 |
|----------------|-----|--------------|---|
| 平成28年度末の施設入所者数 | 基準値 | 72人 | 平成28年度末時点の施設入所者数 |
| 地域生活移行者数 | 目標値 | 3人 (4.2%) | 平成28年度末時点の施設入所者数のうち、3人がグループホーム等へ移行することを基本とする。 |

(2) 施設入所者の削減数

| | |
|-----------|---|
| 国の基本指針 | <ul style="list-style-type: none"> 平成32年度末時点の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。 |
| 目標値設定の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> 平成29年10月末時点の施設入所者数は75人(見込み)となっており、既に基準値を上回っている状況にあることなどから、基準値となる平成28年度末時点の施設入所者数の72人を超えないこととして設定する。 |

| 区分 | 数値 | | 設定の考え方 |
|----------------|-----|---------------|--------------------------------|
| 平成28年度末の施設入所者数 | 基準値 | 72人 | 平成28年度末時点の施設入所者数 |
| 削減見込者数 | 目標値 | ±0人 (0.0%) | 平成28年度末時点の施設入所者数を超えないことを基本とする。 |

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

| | |
|-----------|--|
| 国の基本指針 | <ul style="list-style-type: none"> 平成32年度末までに、当事者及び保健、医療、福祉関係者が情報共有や連携体制を構築することができるように、市町村ごとに協議の場を設置することを基本とする。 |
| 目標値設定の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> 保健、福祉関係者等で行っている精神保健福祉業務連絡会を再構築し、医療関係者も携わる中で、協議の場の設置に向けて検討します。 |
| 目標値 | 設置(平成32年度末) |

3 地域生活支援拠点等の整備

| | |
|-----------|---|
| 国の基本指針 | ・ 障害者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。 |
| 目標値設定の考え方 | ・ 地域生活支援拠点等を整備することについて、立川基地跡地の国有地を活用するとともに、市内にある様々な障害のある人を支える資源の活用や連携を図るため、これまでの検討を踏まえ、引き続き、整備に向けた具体的な検討を行い、関係機関と調整を図ります。 |
| 目標値 | 設置に向けた検討 |

地域生活支援拠点等とは

国の基本指針においては、「サービス提供体制整備」の一環として、地域で求められている次のような機能を集約した地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制）を各市町村又は各圏域に、平成32年度末までに整備することが求められています。

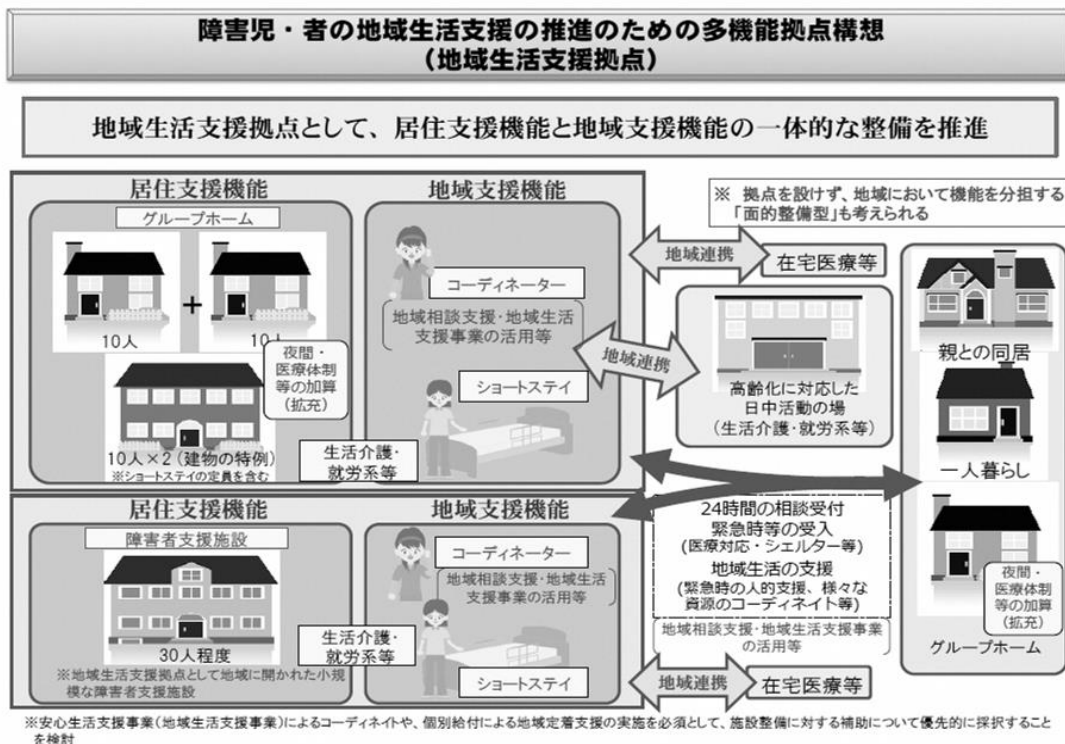
【求められる機能】

- 相 談 （地域移行・親元からの自立など）
- 体験の機会・場 （一人暮らし・グループホームなど）
- 緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上など）
- 専門性 （人材の確保・養成、連携など）
- 地域の体制づくり （サービス拠点、コーディネーターの配置など）

【地域生活支援拠点等】

- 多機能拠点整備型：グループホーム又は障害者支援施設に上記の機能を集約し、付加した拠点
- 面的整備型：地域生活支援拠点の整備としてではなく、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制

＜イメージ図＞



4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 就労移行支援事業所等を通じて、平成32年度に一般就労に移行する者の数

| | |
|-----------|--|
| 国の基本指針 | <ul style="list-style-type: none"> 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業などを通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。 当該目標値の設定に当たっては、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。 |
| 目標値設定の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> 福祉施設を退所した一般就労者数の平成24年度から平成28年度までの平均値は6人であるとともに、就労移行支援事業の利用者数は平成24年度から平成28年度までの平均値は19人となっていることなどを考慮し、平成32年度の就労移行支援事業の利用者数の目標値（23人）の約半数である12人を一般就労へ移行する者の数として設定する。 |

| 区分 | 数 値 | | 設定の考え方 |
|-------------------|-----|---------------|---------------------------|
| 平成28年度の年間一般就労移行者数 | 基準値 | 9人 | 平成28年度に福祉施設を退所して、一般就労した人数 |
| 一般就労移行者数 | 目標値 | 12人 (1.3倍) | 平成32年度に福祉施設を退所して、一般就労する人数 |

(2) 就労移行支援事業の利用者数

| | |
|-----------|--|
| 国の基本指針 | <ul style="list-style-type: none"> 就労移行支援事業の利用者数については、平成32年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを基本とする。 |
| 目標値設定の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> 国の基本指針を踏まえ、平成28年度末時点の利用者数19人の約2割増加の23人を就労移行支援事業の利用者数として設定する。 |

| 区分 | 数 値 | | 設定の考え方 |
|-----------------------|-----|---------------|-----------------------------|
| 平成28年度末の就労移行支援事業の利用者数 | 基準値 | 19人 | 平成28年度末における就労移行支援事業の利用者数 |
| 目標年度の就労移行支援事業の利用者数 | 目標値 | 23人 (1.2倍) | 平成32年度末において、就労移行支援事業を利用する人数 |

(3) 就労移行支援事業所の就労移行率

| | |
|-----------|---|
| 国の基本指針 | ・事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。 |
| 目標値設定の考え方 | ・昭島市内の就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上にすることを目指します。 |
| 目標値 | 50%（平成32年度） |

(4) 就労定着支援によるの職場定着率

| | |
|-----------|--|
| 国の基本指針 | ・各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とすることを基本とする。 |
| 目標値設定の考え方 | ・就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上にすることを目指します。 |
| 目標値 | 80%（平成32年度） |

第2節 障害児福祉計画における成果目標

1 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置

| | |
|-----------|---|
| 国の基本指針 | ・平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。 |
| 目標値設定の考え方 | ・(仮称)昭島市児童発達支援センター事業詳細計画(平成28年3月)に基づき、児童発達支援センターの整備を進めます。 |
| 目標値 | 設置(平成31年度末) |

(2) 保育所等訪問支援の体制整備

| | |
|-----------|--|
| 国の基本指針 | ・平成32年度末までに、各区市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。 |
| 目標値設定の考え方 | ・(仮称)昭島市児童発達支援センター事業詳細計画(平成28年3月)に基づき、児童発達支援センターの開設とともに、保育所等訪問支援事業の実施を目指します。 |
| 目標値 | 実施(平成32年度末) |

(3) 重症心身障害児の支援体制の整備

| | |
|-----------|---|
| 国の基本指針 | ・平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。 |
| 目標値設定の考え方 | ・平成28年度末において、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が1か所設置されていることを踏まえ、引き続き、身近な地域で支援を受けることができるよう努めます。 |
| 目標値 | 1か所以上の設置(平成32年度末) |

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関等の協議の場の設置

| | |
|-----------|--|
| 国の基本指針 | ・平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。 |
| 目標値設定の考え方 | ・平成32年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることについて検討します。 |
| 目標値 | 設置に向けた検討(平成32年度末) |

第3節 障害福祉サービス等の見込量（活動指標）

第6章第3節から第7章まで
を含む全体の骨子案は、
次回の協議会において協議